

平成 22 年

第 1 回市議会定例会 議案第 53 号

函館市流水占用料等徴収条例の一部改正について

函館市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 2 月 26 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

函館市流水占用料等徴収条例（平成 12 年函館市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の表中「標準額（）」の後ろに「農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号。以下「改正法」という。）第 1 条の規定による改正前の」を加え、「定めた」を「改正法の施行の日の前日において定めていた」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

農地法の一部改正に伴い、河川法の規定を準用する河川に係る農耕用敷地ならびに採草および放牧用敷地に係る土地占用料の算定方法を改めるため